億円）増の60兆7千億円が確保されたものとなっています。

このように、地方財政についても、税収の伸びなど一部に明るい兆しが見えるものの、依然、190兆円を超える借入金残高、少子高齢化の進行、公共施設の老朽化など多くの課題を抱え、未だ厳しい状況にあります。また、地方財政は国の政策によって影響を受けることから、その状況を常に注視していきます。

第1 基幹産業である農林業、商工観光の振興に努めます

昨年の農業を振り返ると、低温、多雨、日照不足などにより農作物の生育が緩慢になる状況も見受けられ、農作物の生育は作物によってばらつきが生じるなど、主要作物である畑作3品を含めて近年の中では収量・品質ともに低調となりました。畜産についても、環太平洋連携協定（TPP）、日EU経済連携協定（EPA）など、グローバル化の一層の進展によるさまざまな動きに加え、昨年9月に発生したブラックアウトによる生乳の損失など、農業者の皆さまが大変ご苦労された年でもありました。

農業者の皆さまのご努力はもとより、関係機関、団体の皆さまのご指導・ご支援に深く感謝申し上げます。

1. 農業の振興

農業は本町の基幹産業であるとともに、地域経済・社会の発展に重要な役割を果たし、恵まれた大地と気象条件、さらには農業経営者の皆さまの努力により、生産性が非常に高く、道内でも有数な農業地帯であると認識しています。国の農業政策については、最大の貿易国である米国抜きの11ヵ国による「環太平洋連携協定（TPP11）」をはじめ、日EU・EPAが発行されるなど、農業を取り巻く環境は大きな転換期を迎えることから、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく対策関連施策の積極的な活用を図っていきます。

本町の基幹産業である農業の持続的な発展を図るため、安全・安心な食料生産基地として、土づくりを基本とした災害等に強い農業基盤の整備と維持、自然や環境に配慮した循環型農業を確立し、農畜産物の産地化・差別化の実現を図る必要があります。引き続き農業の担い手を育成するとともに、強い農業づくりのため各関係機関との連携を強化し、適切な支援を行います。

2. 畜産の振興

畜産については、良質飼料の安定供給による生乳生産のさらなる拡大を図るため、農業経営システムの主軸である公共牧場、コントラクター、TMRセンター等と連携した、ゆとりと持続性のある酪農経営と耕畜連携を推進していきます。

また、5年次目となる町営牧場の道営草地畜産基盤整備事業を実施するなど、畜産生産基盤の強化と収益性の向上を図るための取り組みを支援します。

3. 林業の振興

森林環境税及び森林環境譲与税が創設されるなど、国土や国民の命を守ることにつながる本税を活用した適切な森林整備の促進が求められています。

また、森林が有する地球温暖化防止機能や水資源のかん養、土砂災害の防止や自然環境の保全など多面的機能を活かすため、適正な整備によって次の世代へつないでいく必要があります。このことから、民有林に対しては植栽や下刈り、除間伐などの造林及び育林事業への取り組みを推進し、町民の貴重な財産である町有林については、整備計画に基づく除間伐や植栽など、適切な管理を実施していきます。

4. 商工業の振興

消費購買力の町外流出、長期的・構造的問題である人口減少や少子高齢化がもたらす影響などにより、低迷が続く厳しい経営環境の中、町内商店主や中小企業の皆さまは懸命に努力されており、また、安定した経営を維持するためには、地域経済を主導する商工会の役割が大変重要であると考えています。

町の顔である商店街を活性化させるため、人が集い、にぎわいのある環境づくりをめざし、商業起業化支援・活性化事業による空き店舗等を活用した新たな起業を促進するほか、商工会および一般財団法人ふれ愛こしみずと連携を図り、消費者の購買意欲の向上と町内での消費機会の拡大に努めていきます。

5. 観光の振興

昨年4月にオープンした「小清水ツーリストセンター」をまちの魅力発信拠点とし、自然に恵まれた農村景観をはじめ、本町が有する地域資源を最大限活かしたアウトドア・アクティビティの提供など、まちの新たな魅力を発信し、さらには近隣市町との広域連携による観光ルートを確立するなど、一般社団法人小清水町観光協会と連携を図り、多種・多様な地域の魅力発信事業に取り組んでいきます。

また、「福太郎（株）小清水北陽工場」、「モンベルオホーツク小清水店」のオープンなど、新たな雇用の創出や活力とにぎわいをもたらしてくれるこの流れを大切にしながら、関係団体の皆さまと力を合わせ、農業・商工業・観光業の連携によるさらなる地域経済の活性化に向けた取り組みを推進していきます。

さらに、ふるさと納税寄附金の取り組みを通じて全国の皆さまに小清水町を知っていただき、訪れていただけるよう、引き続きインターネット等を活用したPR活動を展開しながら、積極的に小清水町の魅力を情報発信していきます。

第2 福祉でまちづくりの推進に努めます

少子高齢化社会にあっては、すべての住民が共に支え合いながら、いきいきと、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることが重要であり、そこには、医療や福祉のみならず、地域、企業、行政が連携した各種施策の再構築が求められています。

本町の高齢化率は、本年1月末現在で37.3％となり、70歳以上の人口割合も28.2％と上昇を続けています。これまで以上に医療・福祉・保健サービス体制の充実と連携を図る必要があります。

高齢者福祉につきましては、平成30年度から3年間における高齢者福祉施策の大綱を示す「第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、障がい者福祉についても、同じく3年間の障がい者福祉の大綱を示す「第5期障がい者計画・障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画」等を基本に据え、可能な限り住み慣れた地域で誰もが日常生活を営むことができる共生社会の実現に向け、関係機関や地域との連携を密にし、地域医療の確保、子育て・高齢者・障がい者支援施策の充実を図ります。

1. 地域医療体制の整備

すべての住民が適切な医療サービスを受けられるよう、本町唯一の医療機関である小清水赤十字病院の機能充実・強化へ向けた支援を行い、地域医療の確保を図るとともに、斜網地域あるいは北網地域との広域連携により、周産期医療体制の維持、救急医療体制の確保、そして道東ドクターヘリ事業による迅速な救急搬送体制に万全を期して、町民皆さまの生命と暮らしを守る施策を推進していきます。